

資料 2

甲賀市まちづくり活動センター施設等の利用手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、甲賀市まちづくり活動センター条例施行規則（平成31年甲賀市規則第17号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき甲賀市まちづくり活動センター（以下「センター」という。）の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用申請その他の手続に関して必要な事項を定めるものとする。

(施設等の利用申請)

第2条 センターの施設等の利用申請は、別表第1で定めるとおり取り扱うものとする。

(備品の使用)

第3条 センターの備品及び実費負担の額は、別表第2で定めるとおりとする。

2 備品の使用ができるものは、規則第3条第2項の利用登録証の交付を受けた者（以下「利用登録者」という。）に限るものとする。

付 則

この告示は、令和元年5月21日から施行する。

別表第1（第2条関係） （略）

別表第2（第3条関係）

備品名等		単位	実費負担額	備考
印刷機（輪転機）白黒	製版代	1版	3050円	用紙代を除く
	インク代	150枚	0.515円	
	A4	1枚	1円	
	A3	1枚	3円	
印刷機カラー	A4	1枚	34円	
	A3	1枚	56円	
コピー機白黒	A4	1枚	10円	
コピー機カラー	A4	1枚	50円	用紙代を含む

大型プリンター	A 1	1 m	1 6 0 円	
	A 2	1 m	1 4 0 円	
ラミネーター	A 4	1 枚	3 0 円	ラミネートフィル
	A 3	1 枚	5 0 円	ム代を含む

備考

- ~~1 印刷機（輪転機）を使用する場合は、用紙の持ち込みは可能。~~
- ~~2 印刷機（輪転機）のインク代が50枚未満であっても、50枚とみなす。~~
- 1-3 大型プリンターの使用が1m未満であっても、1mとみなす。